

2024年度 貸借対照表

(2025年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 及 び 預 貯 金	261,407	保 険 契 約 準 備 金	1,726,859
現 金	0	支 払 備 金	15,676
預 貯 金	261,407	責 任 準 備 金	1,710,842
コ ー ル ロ ー ン	89	契 約 者 配 当 準 備 金	340
金 銭 の 信 託	1,114,453	代 理 店 借	1,215
有 価 証 券	434,950	再 保 険 借	40,473
国 債	274,517	そ の 他 負 債	4,211
地 方 債	1,738	未 払 法 人 税 等	1,942
社 債	29,176	未 払 金	486
株 式	120	未 払 費 用	1,478
外 国 証 券	14,939	前 受 収 益	0
そ の 他 の 証 券	114,458	預 り 金	45
貸 付 金	1,667	金 融 派 生 商 品	37
保 険 約 款 貸 付	1,667	仮 受 金	222
有 形 固 定 資 産	65	退 職 給 付 引 当 金	2,804
建 物	51	価 格 変 動 準 備 金	6,585
その他の有形固定資産	13	負債の部合計	1,782,150
無 形 固 定 資 産	3,000	(純資産の部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	3,000	資 本 金	56,000
その他の無形固定資産	0	資 本 剰 余 金	46,000
代 理 店 貸	9	資 本 準 備 金	46,000
再 保 険 貸	35,639	利 益 剰 余 金	△ 9,554
そ の 他 資 産	2,759	そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 9,554
未 収 金	863	繰 越 利 益 剰 余 金	△ 9,554
前 払 費 用	822	株 主 資 本 合 計	92,445
未 収 収 益	777	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 12,664
預 託 金	257	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 12,664
金 融 派 生 商 品	0	純資産の部合計	79,781
仮 払 金	13		
そ の 他 の 資 産	24		
繰 延 税 金 資 産	7,893		
貸 倒 引 当 金	△ 3		
資 産 の 部 合 計	1,861,932	負債及び純資産の部合計	1,861,932

(注)

- (1) 有価証券（金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法、取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法）によっております。

その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。なお、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理しております。

- (2) 責任準備金対応債券（金銭の信託において信託財産として運用している責任準備金対応債券を含む）に係るリスク管理方針の概要は、次のとおりであります。

保険商品の特性に応じて小区分を設定し、金利リスクを適切に管理するために、各小区分を踏まえた資産運用方針を策定しております。また、責任準備金と責任準備金対応債券のデュレーションが一定幅の中で一致していることを、定期的に検証しております。

なお、小区分は次のとおり設定しております。

- ① 個人保険（対象保険種類の将来支出の一定到達年齢以上部分）
- ② 積立利率型個人保険
- ③ 積立利率型定額年金保険

ただし、一部保険種類及び一部給付部分を除く。

- (3) デリバティブ取引（金銭の信託において信託財産として運用しているデリバティブ取引を含む）の評価は時価法によっております。
- (4) 有形固定資産の減価償却の方法は、建物については定額法により、建物以外については定率法により行っております。
- (5) 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。
- (6) 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額した金額はありません。

- (7) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。

退職給付債務並びに退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	発生年度に全額を費用処理
過去勤務費用の処理年数	発生年度に全額を費用処理

- (8) 価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定に基づき算出した額を計上しております。
- (9) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産にかかる控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生事業年度に費用処理しております。
- (10) 保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。

なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 2 号に基づき、責任準備金に積み立てております。

- (11) 保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第 117 条及び保険業法施行規則第 72 条に基づき、期末時点において支払義務が発生しているもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。

- (12) 再保険収入は、再保険協約書に基づいて受領する保険金等を、元受保険契約に係る保険金等の支払時等に計上しております。

再保険料は、再保険協約書に基づいて支払う保険料等を、元受保険契約に係る保険料の収納時又は当該協約書の締結時等に計上しております。

なお、修正共同保険式再保険については、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る新契約費相当額の一部として受け取る額を、再保険収入に計上するとともに、同額を未償却出再手数料として再保険貸に計上し、再保険契約期間にわたって償却しております。

また、再保険に付した部分に相当する一部の責任準備金及び支払備金は、保険業法施行規則第 71 条第 1 項及び同規則第 73 条第 3 項に基づき不積立としております。

- (13) 責任準備金は、期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第 116 条第 1 項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第 4 条第 2 項第 4 号）に記載された方法に従って計算し、積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、次の①から③の方式により計算しております。ただし、変額個人年金保険の責任準備金は、平成 8 年大蔵省告示第 48 号に定める標準的方式により計算しております。

- ① 標準責任準備金の対象契約（条件変更を受けた契約を除く）については、金融庁長官が定める方式（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）
- ② 標準責任準備金の対象とならない契約（条件変更を受けた契約を除く）については、平準純保険料式
- ③ 条件変更を受けた契約については、変更後の条件に従った計算基礎及び保険料払込年数をチルメル期間としたチルメル式の返戻金の額に基づき、平成 8 年大蔵省告示第 48 号に定める方式に準じた平準純保険料式

なお、責任準備金については、保険業法第 121 条第 1 項及び保険業法施行規則第 80 条に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 3

号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

(14) 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間（５年）に基づく定額法により行っております。

(15) 株式会社T＆Dホールディングスを通算親会社として、グループ通算制度を適用しております。

また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(16) 重要な会計上の見積りに関する事項は次のとおりであります。

① 責任準備金

イ. 当事業年度の計算書類に計上した額

(単位：百万円)

	当事業年度
責任準備金	1,710,842
責任準備金戻入額	26,336

ロ. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

i. 算出方法

「貸借対照表注記（13）」に記載のとおりであります。

ii. 主要な仮定及び翌事業年度の計算書類に与える影響

保険料及び責任準備金の算出方法書に記載された計算前提（予定発生率・予定利率等の基礎率）が、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、保険業法施行規則第69条第5項に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。

② 固定資産の減損

イ. 当事業年度の計算書類に計上した額

(単位：百万円)

	当事業年度
減損損失	—

ロ. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

i. 算出方法

保険営業等の用に供している固定資産について、保険営業等全体で1つの資産グループとしております。

減損の兆候がある場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回った際に減損損失を認識し、帳簿価額から回収可能価額（割引後の将来キャッシュ・フローと正味売却価額のいずれか大きい方）を控除した額を当期の損失として計上しております。

ii. 主要な仮定及び翌事業年度の計算書類に与える影響

減損の認識の判定に用いる割引前将来キャッシュ・フローの主要な仮定は、中期計画等に基づく保険営業活動から生じる損益を使用しております。

主要な仮定である保険営業活動から生じる損益が悪化し、割引前将来キャッシュ・フローが変動した場合、減損損失を計上する可能性があります。

(17) 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当事業年度の期首から適用しております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(18) 当事業年度末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準は次のとおりであります。

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第 34 号 2024 年 9 月 13 日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年 9 月 13 日 企業会計基準委員会）

イ. 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS 第 16 号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS 第 16 号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS 第 16 号の定めを財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS 第 16 号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用权資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

ロ. 適用予定日

2028 年 3 月期の期首より適用予定であります。

ハ. 当該会計基準等の適用による影響

影響額については、現時点で評価中であります。

(19) 金融商品の状況及び時価等に関する事項については、次のとおりであります。

① 金融商品の状況に関する事項

イ. 金融商品に対する取組方針

当社は、乗合代理店チャネルを通じた生命保険販売に特化した生命保険会社です。保険料として収受した金銭等を有価証券等の金融資産にて運用しております。資産運用に際しては、負債特性やリスク許容度を考慮し、確定利付資産によるキャッシュ・フロー・マッチングを主体としたポートフォリオの構築を通じて、金利リスクを抑制する方針としています。

デリバティブ取引は、現物の確定利付資産によるキャッシュ・フロー・マッチングを代替すること、及び、変額個人年金保険に係る最低保証リスクをヘッジすることを目的として利用しております。

ロ. 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は、有価証券、金銭の信託及び貸付金であります。

一般勘定における有価証券（金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の種類は、主に国内公社債及び外国公社債であり、安定的な収益確保、流動性確保等を目的に保有しており、金利等の相場変動による市場リスク及び流動性リスクに晒されております。

特別勘定における有価証券の種類は、主に投資信託であり、個人変額保険および変額個人年金保険の主たる投資対象として保有しております。特別勘定の資産に係る市場リスク等は基本的に保険契約者に帰属することになりますが、変額個人年金保険契約のうち最低保証を付している部分は、一部そのリスク（最低保証リスク）が当社に帰属しております。

デリバティブ取引は、変額個人年金保険に係る最低保証リスクの軽減のため、その対象となる特別勘定内における現物資産の一定割合以上の価格下落によるリスクをヘッジする目的で、金銭の信託内においてオプション取引を行っております。

貸付金は、保険契約者に対する保険約款貸付であります。解約返戻金の範囲内で行っており、信用リスクは僅少であります。

ハ. 金融商品に係るリスク管理体制

i. 全般的なリスク管理体制

当社では、生命保険事業の社会公共性等に鑑み、経営の健全性及び適切性を確保するため、リスクを的確に把握管理していくことを経営の重要課題のひとつとして位置づけ、株式会社T&Dホールディングスが策定した「グループリスク管理基本方針」に準拠した「リスク管理基本方針」を制定し、各種リスクを統括管理するためのリスク管理体制を整備しております。

組織面では、リスク管理に関する一元的な体制の確立やリスク管理の徹底を期することを目的としてリスク統括会議を設置するとともに、リスクを統合的に管理するため、リスク統括部門として業務執行部門から独立したリスク管理部の設置、資産運用部門の投融資執行と事務管理の権限の分離、内部監査部による内部監査の実施など、内部牽制が働く体制としております。

また、ALM委員会を設置し、資産・負債に関わる収益及びリスクの総合管理（ALM）を適切に実施しております。

ii. 市場リスクの管理

「市場リスク管理方針」及び「市場リスク管理規程」に基づき、バリュー・アット・リスク（VaR）による予想損失額を測定するなど市場リスクの把握・分析を行っております。

iii. 信用リスクの管理

「信用リスク管理方針」及び「信用リスク管理規程」に基づき、個別取引ごとに、事前の厳正な審査及び事後のフォローを実施するとともに、極度の与信集中を回避するための与信枠の設定、与信先の信用ランクをもとに予想損失額を測定するなど信用リスクの把握・分析を行っております。

iv. 流動性リスクの管理

「流動性リスク管理方針」及び「流動性リスク管理規程」に基づき、市場の混乱等に備えるために、一定期間内に現金化が可能な資産を確保するなど、流動性リスクの未然防止・軽減を図っております。

二. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

② 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における金融商品の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注）参照）。

また、現金及び預貯金、コールローン、債券貸借取引受入担保金等は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
イ．金銭の信託	1,114,453	1,013,554	△ 100,898
i 運用目的	2,351	2,351	—
ii 満期保有目的	27,094	22,219	△ 4,874
iii 責任準備金対応	863,136	767,112	△ 96,024
iv その他	221,871	221,871	—
ロ．有価証券	434,830	429,957	△ 4,872
i 売買目的有価証券	106,053	106,053	—
ii 満期保有目的の債券	182,179	178,955	△ 3,223
iii 責任準備金対応債券	121,274	119,625	△ 1,648
iv その他有価証券	25,322	25,322	—
ハ．貸付金	1,667	1,854	186
保険約款貸付	1,667	—	—
貸倒引当金（*1）	△ 0	—	—
資産計	1,550,951	1,445,366	△ 105,584
金融派生商品（*2） ヘッジ会計が適用されてい ないもの	△ 37	△ 37	—
金融派生商品計	△ 37	△ 37	—

（*1）貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注）市場価格のない株式等は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「ロ．有価証券 iv その他有価証券」には含めておりません。

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式（*）	120
合計	120

（*）非上場株式については、市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

③ 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

イ. 時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	2,288	221,934	—	224,223
運用目的	2,288	62	—	2,351
その他	—	221,871	—	221,871
有価証券	12,416	118,960	—	131,376
売買目的有価証券	—	106,053	—	106,053
外国証券	—	20	—	20
外国その他の証券	—	20	—	20
その他の証券	—	106,032	—	106,032
その他有価証券	12,416	12,906	—	25,322
公社債	10,591	1,740	—	12,332
国債	10,591	—	—	10,591
地方債	—	1,738	—	1,738
社債	—	2	—	2
外国証券	1,824	2,739	—	4,564
外国公社債	1,824	2,739	—	4,564
その他の証券	—	8,426	—	8,426
金融派生商品	—	0	—	0
通貨関連	—	0	—	0
資産計	14,704	340,895	—	355,599
金融派生商品	—	37	—	37
通貨関連	—	37	—	37
負債計	—	37	—	37

ロ. 時価をもって貸借対照表計上額としない金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
金銭の信託	789,331	—	—	789,331
満期保有目的	22,219	—	—	22,219
責任準備金対応	767,112	—	—	767,112
有価証券	262,670	35,910	—	298,581
満期保有目的の債券	143,045	35,910	—	178,955
公社債	143,045	29,046	—	172,091
国債	143,045	—	—	143,045
社債	—	29,046	—	29,046
外国証券	—	6,863	—	6,863
外国公社債	—	6,863	—	6,863
責任準備金対応債券	119,625	—	—	119,625
公社債	116,320	—	—	116,320
国債	116,320	—	—	116,320
外国証券	3,304	—	—	3,304
外国公社債	3,304	—	—	3,304
貸付金	—	—	1,854	1,854
保険約款貸付	—	—	1,854	1,854
資産計	1,052,002	35,910	1,854	1,089,767

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

主として有価証券で運用する金銭の信託は有価証券と同様な方法により算定した価額をもって時価としており、構成物のレベルに基づき時価を分類しております。

また、上記以外に、金銭の信託内において為替予約取引、通貨オプション取引及び株価指数オプション取引を利用しております。

為替予約取引について、時価の算定は金融派生商品と同様な方法によっております。

通貨オプション取引及び株価指数オプション取引については、市場における相場価格又は観察可能な市場データに基づき算定された価格等を時価としており、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル 1 の時価、そうでない場合にはレベル 2 の時価に分類しております。

有価証券

債券は観察可能な取引価格等を時価としており、活発な市場における無調整の取引価格等を利用できるものはレベル 1、観察可能な取引価格等を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル 2 の時価に分類しております。

また、投資信託は市場における相場価格又は業界団体や投資信託委託会社が公表する基準価額等を時価としており、活発な市場における無調整の取引価格等を利用できるものはレベル 1、そうでない場合にはレベル 2 の時価に分類しております。

貸付金

保険約款貸付は、過去の実績に基づく返済率から生成した将来キャッシュ・フローを、リスク・フリー・レートで割り引いて時価を算定しており、観察できないインプットを用いていることからレベル 3 の時価に分類しております。

金融派生商品

為替予約取引は、先物為替相場等を使用しており、レベル2の時価に分類しております。

(20) 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、64,680百万円であります。

(21) 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、25百万円であります。

なお、それぞれの内訳は次のとおりであります。

① 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は10百万円であります。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

② 債権のうち、危険債権額はありません。

なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

③ 債権のうち、三月以上延滞債権額は14百万円であります。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものであります。

④ 債権のうち、貸付条件緩和債権額はありません。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当しないものであります。

(22) 有形固定資産の減価償却累計額は89百万円であります。

(23) 特別勘定の資産の額は111,009百万円であります。なお負債の額も同額であります。

(24) 関係会社に対する金銭債権の総額は180百万円、金銭債務の総額は55百万円であります。

(25) 繰延税金資産の総額は、11,097百万円、繰延税金負債の総額は、2,405百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、797百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金4,980百万円、保険契約準備金2,329百万円、価格変動準備金1,903百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因は、為替差損益2,405百万円であります。

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以降開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以降開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率を27.97%から28.90%に変更し計算しております。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）の金額は225百万円増加し、法人税等調整額が65百万円増加しております。

(26) 当事業年度における法定実効税率は27.97%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異△5.70%の主な内訳は、評価性引当額△4.80%であります。

(27) 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当期首現在高	373百万円
当事業年度契約者配当金支払額	34百万円
利息による増加等	0百万円
契約者配当準備金繰入額	1百万円
当事業年度末現在高	340百万円

(28) 担保に供している資産の額は、有価証券（国債）61,326百万円、有価証券（外国証券）3,354百万円であります。

また、担保付債務の額はありません。

なお、上記有価証券は、有価証券担保付有価証券貸借取引により差し入れた有価証券64,680百万円であります。

(29) 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という）の金額は4百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という）の金額は1,685,305百万円であります。

(30) 1株当たりの純資産額は49,863円65銭であります。

(31) 平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の当事業年度末残高は24,970百万円であります。

(32) 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。

① 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。

② 確定給付制度

イ. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	3,099百万円
勤務費用	41百万円
利息費用	20百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△ 27百万円
退職給付の支払額	328百万円
過去勤務費用の当期発生額	—
その他	—
期末における退職給付債務	2,804百万円

ロ. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

当社は年金資産を有しておりません。

ハ. 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	—
年金資産	—
非積立型制度の退職給付債務	2,804百万円
未認識数理計算上の差異	—
未認識過去勤務費用	—
その他	—
退職給付引当金	2,804百万円

ニ．退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	41百万円
利息費用	20百万円
期待運用収益	—
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△ 27百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	—
その他	—
確定給付制度に係る退職給付費用	34百万円

ホ．年金資産の主な内訳

当社は年金資産を有しておりません。

ヘ．長期期待運用収益率の設定方法

当社は年金資産を有しておりません。

ト．数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は以下のとおりであります。

なお、割引率は加重平均による率を記載しております。

割引率	1.35%
長期期待運用収益率	—

③ 確定拠出制度

当社は確定拠出制度を設定しておりません。

2024年度 損益計算書

(2024年 4月 1日から
2025年 3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常収益	保 險 料 等 収 入	959,073
	保 險 料 入	921,711
	保 險 収 入	684,260
	再 保 險 収 入	237,450
	資 産 運 用 収 益	6,361
	利 息 及 び 配 当 金 等 収 入	5,433
	預 貯 金 利 息	46
	有 価 証 券 利 息 ・ 配 当 金 息	5,025
	貸 付 金 利 息	52
	そ の 他 利 息 配 当 金	308
	金 融 派 生 商 品 収 益	62
	貸 倒 引 当 金 戻 入 額	2
	そ の 他 運 用 収 益	0
	特 別 勘 定 資 産 運 用 益	864
	そ の 他 経 常 収 益	31,000
	年 金 特 約 取 扱 受 入 金 額	4,022
	支 払 備 金 戻 入 額	233
	責 任 準 備 金 戻 入 額	26,336
	退 職 給 付 引 当 金 戻 入 額	294
	そ の 他 の 経 常 収 益	114
経常費用	保 險 費 金 等 支 払 金	951,290
	保 險 金	915,265
	保 年 給 付 金	75,429
	給 付 金	10,973
	解 約 返 戻 金	21,448
	そ の 他 返 戻 金	284,470
	再 保 險 料	2,807
	責 任 準 備 金 等 繰 入 額	520,135
	契 約 者 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額	0
	資 産 運 用 費	0
	支 払 利 息	8,220
	支 金 錢 の 信 託 運 用 損	0
	有 価 証 券 売 却 損	6,811
	為 替 差 損	502
	そ の 他 運 用 費	806
	事 業 費	99
	そ の 他 業 常 費	22,727
	保 險 金 据 置 支 払 金	5,077
	保 税 減 価 却 費	5
	そ の 他 の 経 常 費 用	3,904
経常利益	経常利益	1,051
	経常利益	115
特別損失	特 別 損 失	7,783
	固 定 資 産 等 処 分 損	595
	価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額	0
税引当金	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	595
	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	1
	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	7,186
	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	3,516
	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	△ 1,915
	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	1,600
当期純利益	当期純利益	5,585
	当期純利益	5,585

(注)

- (1) 関係会社との取引による費用の総額は598百万円であります。
- (2) 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券502百万円であります。
- (3) 支払備金戻入額の計算上、差し引かれた出再支払備金戻入額の金額は0百万円、責任準備金戻入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金繰入額の内額は300,319百万円であります。
- (4) 金銭の信託運用損には、評価損が38,657百万円含まれております。
- (5) 金融派生商品収益には、評価益が62百万円含まれております。
- (6) 1株当たりの当期純利益は3,490円77銭であります。
- (7) 再保険収入には、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の増加額14,800百万円を含んでおります。
再保険料には、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の減少額13,960百万円を含んでおります。
- (8) 当事業年度における関連当事者との重要な取引はありません。